

[埼玉県ふるさと認証食品]

## まんじゅう類の認証基準

### 第1条 適用の範囲

この基準は、埼玉県内で生産された小麦及び米を製粉したもの、農畜産物及び卵を使用して製造されたまんじゅう類に適用する。

### 第2条 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
まんじゅう類	次に掲げるものをいう。 1 小麦粉、米粉若しくはこれらを混ぜ合わせたもの又はこれらに卵、乳及び乳製品、調味料、香辛料等を加えたものを生地として、農畜産物を包んで蒸したもの又は焼いたもの。 2 小麦粉、米粉若しくはこれらを混ぜ合わせたもの又はこれらに農畜産物、卵、乳及び乳製品、調味料、香辛料等を加えたものを蒸したもの又は焼いたもの。 3 小麦粉、米粉若しくはこれらを混ぜ合わせたもの又はこれらに卵、乳及び乳製品、調味料、香辛料等を加えたものを生地として蒸したもの又は焼いたものに、農畜産物を挟んだもの。

### 第3条 品質及び品質表示

まんじゅう類の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準
品 質	性状	色沢及び香味が良好であり、かつ異味異臭がないこと。
	原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 埼玉県内で生産された小麦を製粉した小麦粉 2 埼玉県内で生産された米を製粉した米粉 3 埼玉県産の農畜産物（小豆、野菜、精肉等） 4 埼玉県産の卵 5 乳及び乳製品 6 調味料（醤油、砂糖、水飴、酒、その他の調味料） 7 香辛料

品 質	原 材 料	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 膨脹剤（膨張剤、ベーキングパウダー又はふくらし粉）（厚生省生活衛生局長通知（平成8年衛化第56号）別紙4「各一括名の定義及びその添加物の範囲」14の（3）に記載されているものに限る）以外のものを使用していないこと。 2 トレハロース
	異 物		混入していないこと。
	内 容 量		表示内容に適合していること。
表 示	表示事項及び 表示禁止事項		「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」に従うこと。また、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）や健康増進法（平成14年法律第103号）等の関連法令を遵守すること。
	特別表示事項		認証品については、一括表示欄外に「埼玉県産〇〇100%使用」等と表示することができる。

#### 第4条 製造管理

- (1) 製造に当たっては、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び食品衛生法施行条例（平成12年埼玉県条例第22号）の遵守に努め、衛生に十分注意し、製造工程ごとに適正な管理を行うこと。
- (2) 食品衛生法施行条例で定める食品衛生責任者が1人以上いること。

#### 第5条 認証方法

認証のための審査は、埼玉県ふるさと認証食品認証要綱に基づき行う。

#### 第6条 技術指導等

認証を受けた製造事業所は、国、県関係機関等が実施する製造技術、品質管理、衛生等に関する指導を積極的に受けるよう努めること。

附 則

この基準は平成22年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。